

平成30年度 事業実施計画書

平成30年4月1日から

平成31年3月31日まで

業 務	実施形態			実 施 内 容
	単	共	委	
I 公益目的事業				
1. 苦情相談・苦情解決業務		○		<p>① 不動産無料相談所は、宅建協会と共同して本部相談を月4回、9地区連絡協議会で月1回実施する。 また、本部相談会を別会場で年2回実施する。</p> <p>② 相談員研修会を、宅建協会と共同して実施する。</p> <p>③ 相談業務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して消費者保護委員会を年3回実施する。</p> <p>④ 苦情申出案件等について、弁護士等に依頼し調査・資料収集する。</p> <p>⑤ 苦情解決業務の適正運営を図るため、紛争調停・苦情処理委員会を年5回実施する。</p> <p>⑥ 弁済移管案件に係る書類の徴求及び事情聴取等を行い、中央本部へ回付する。</p>
2. 研修業務・情報提供業務		○		<p>(1) 研修業務</p> <p>① 研修業務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して人材育成委員会を年3回実施する。</p> <p>② 免許業者の従業者等を対象とした研修会を、宅建協会と共同して本部で年4回、10地区連絡協議会で年18回、計22回実施する。</p> <p>③ 新規免許取得者の従業者等を対象とした研修会を、宅建協会と共同して本部で年2回実施する。</p> <p>(2) 情報提供業務</p> <p>④ 消費者向けセミナーを、宅建協会と共同して年2回実施する。</p> <p>⑤ 広報誌等による情報提供を実施する。</p>
3. 弁済・手付金等保管・手付保証業務	○			<p>① 弁済業務保証金分担金の預かり・返還業務を入会者・退会者に対し適正に実施する。</p> <p>② 弁済金の還付等の手続きを適正に実施する。</p> <p>③ 求償債権の情報収集及び回収業務について適正に実施する。</p> <p>④ 手付金等保管業務・手付金保証業務を適正に実施する。</p>
4. その他				<p>① 公益目的事業担当職員として、出向契約に基づき宅建協会職員4名を置く。</p>

業 務	実施形態			実 施 内 容												
	単	共	委													
Ⅱ 管理業務																
1. 会員管理	○			<p>① 宅地建物取引業法第64条の16第1項に規定されている「社員の加入計画」について、前年度の実績と実情等を考慮して次のとおり計画する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主たる事務所</th> <th>従たる事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間入会者見込</td> <td>26</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>年間退会者見込</td> <td>39</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>年度末会員見込</td> <td>907</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ② 入会窓口業務は、入会業務委託契約書に基づき宅建協会に委託して実施する。</p> <p>○ ③ 入会審査業務は、入会業務委託契約書に基づき宅建協会に委託して実施する。</p> <p>○ ④ 退会業務は、宅建協会と共同して実施する。</p> <p>○ ⑤ 会費徴収業務は、会費徴収事務委託契約書に基づき宅建協会に委託して実施する。</p>		主たる事務所	従たる事務所	年間入会者見込	26	4	年間退会者見込	39	7	年度末会員見込	907	93
	主たる事務所	従たる事務所														
年間入会者見込	26	4														
年間退会者見込	39	7														
年度末会員見込	907	93														
2. 広報業務		○		<p>① 宅建協会と共同して、広報誌「宅建えひめ」の発行を年1回、「宅建本部にゆうす」の発行を年12回行う。</p> <p>○ ② 宅建協会と共同して、消費者向けセミナーを本部で年2回実施する。</p>												
3. 総務			○	<p>① 地方本部の適正運営を図るため、地方本部総会を年1回、幹事会を年4回、監査会を年1回実施する。</p> <p>○ ② 総務業務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して、総務・財務委員会を年3回実施する。</p> <p>○ ③ 担当役職員の能力向上を図るため、宅建協会と共同して、役職員を対象とした研修会を実施する。</p> <p>○ ④ 愛媛不動産会館の一部を事務室賃貸借契約書に基づき賃借し、愛媛本部の事務所とする。</p> <p>○ ⑤ その他管理業務に関する費用については、宅建協会と合理的な按分で支出する。</p>												
4. 財務			○	<p>① 財務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して、総務・財務委員会を年3回実施する。</p>												
5. その他				<p>① 管理業務担当職員として、出向契約に基づき宅建協会職員4名を置く。</p>												

実施形態 単…単独 共…共同 委…委託